

平成 27 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(平成 27 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 58 号 小城市特定個人情報保護条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が施行されるため、新たに条例を整備するものでございます。

内容につきましては、個人番号をその内容に含む特定個人情報等について、従来の個人情報に比べ、より厳格な保護措置を講じています。

次に、議案第 59 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、これは地方税法の一部が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、「番号法」の施行に伴い、個人番号及び法人番号に係る規定を整備することのほか旧 3 級品の紙巻たばこに適用されていた特例税率を、

平成28年度から段階的に引き上げ、平成31年度以後は一般のたばこと同じ税率とするなどの所要の改正を行うものでございます。

次に議案第60号 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、法第21条第3項の規定により「一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格」を新たに定めるものでございます。

次に議案第61号 小城市道路線の認定でございますが、本議案の市道西川・前満江線及び初田・下江良線につきましては、県道の道路網再編に合わせ、市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第62号 字の区域の変更についてでございますが、旧芦刈庁舎の解体に伴い、字が異なっている庁舎跡地周辺について、今後一体的な環境整備を進めるために、合筆登記の必要があり、字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第63号 財産の取得についてでございますが、内容は、小城市まちなか市民交流プラザ什器等備品一式でございます。

購入の方法は、指名競争による入札で、購入価格は4,082万4,000円、購入の相手方は、テラダ事務器 代表者寺田^{てらだ} 克^{まさる}氏でございます。

続きまして、決算関係議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第64号 平成26年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額223億2,165万4,859円に対しまして、調定額が206億5,370万6,370円、収入済額が204億796万5,272円で、不納欠損額は1,802万5,231円、収入未済額は2億2,771万5,867円となっております。収入未済額としましては、市税2億3万1,528円、分担金及び負担金1,837万4,448円が主なものでございます。なお、市税の収入率につきましては、前年度より1.9ポイント改善し、95.0%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額223億2,165万4,859円に対しまして、支出済額が200億6,204万9,370円で、予算現額に対する執行率は89.9%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 3 億 4,591 万 5,902 円となりました。

次に、議案第 65 号 平成 26 年度小城市授産場特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 2,571 万 9,000 円に対しまして、調定額が 2,396 万 6,016 円、収入済額も同額となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 2,571 万 9,000 円に対しまして、支出済額が 2,274 万 5,463 円で、予算現額に対する執行率は 88.4%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、122 万 553 円で、全額を翌年度へ繰り越すこととしています。

次に、議案第 66 号 平成 26 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 718 万 8,000 円に対しまして、調定額が 659 万 3,469 円、収入済額が 658 万 9,085 円、収入未済額が 4,384 円となっております。

歳出につきましましては、予算現額 718 万 8,000 円に対しまして、支出済額が 483 万 9,818 円となりました。

以上のことから、歳入歳出差引額は 174 万 9,267 円となり、全額を翌年度へ繰り越すこととしています。

次に、議案第 67 号 平成 26 年度小城市下水道特別

会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 27 億 3,213 万 7,000 円に対しまして、調定額が 26 億 4,586 万 8,390 円、収入済額が 26 億 3,697 万 6,183 円で、不納欠損額は 144 万 7,800 円、収入未済額が 744 万 4,407 円となっております。

歳出につきましましては、予算現額 27 億 3,213 万 7,000 円に対しまして、支出済額が 25 億 5,672 万 8,581 円となりました。

以上のことから、歳入歳出差引額は、8,024 万 7,602 円となりました。

次に、議案第 68 号 平成 26 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 57 億 7,255 万 4,000 円に対しまして、調定額が 54 億 5,327 万 5,195 円、収入済額が 51 億 5,434 万 6,990 円で、不納欠損額は 2,684 万 4,949 円、収入未済額が 2 億 7,208 万 3,256 円となっております。

歳出につきましましては、予算現額 57 億 7,255 万 4,000 円に対しまして、支出済額が 55 億 9,740 万 1,774 円となり、歳入歳出差引不足額 4 億 4,305 万 4,784 円を翌年度繰上充用金で補填いたしましたので、歳入歳出差引残額はございません。

次に、議案第 69 号 平成 26 年度小城市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 4 億 8,702 万 3,000 円に対しまして、調定額が 4 億 8,897 万 8,565 円、収入済額が 4 億 8,725 万 3,298 円で、不納欠損額は 6,100 円、収入未済額が 171 万 9,167 円となっています。

歳出につきましては、予算現額 4 億 8,702 万 3,000 円に対しまして、支出済額が 4 億 7,887 万 5,864 円となりました。

以上のことから歳入歳出差引額は 837 万 7,434 円となりました。

次に、議案第 70 号 平成 26 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、平成 26 年度の業務量についてご説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より 74 戸増の 6,712 戸、年間有収水量は 158 万 1,369 立方メートルで、前年度より 1.1%の減となっております。有収率は 86.34%で、前年度より 0.11 ポイントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

営業収益は、2 億 6,270 万 3,525 円で、前年度より 0.4%の減、営業費用は 2 億 2,822 万 5,487 円で、前年度より 0.6%の減となり、営業利益は 3,447 万 8,038 円となりました。

営業外収益につきましては、1,516万5,065円で、前年度より51.6%の増、営業外費用は1,677万4,384円で、前年度より7.2%の減となりました。

会計制度変更に伴います特別利益は2,686万3,500円、特別損失は361万4,380円となりました。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は5,611万7,839円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の総額は2億660万2,040円で、資本的支出の総額は2億8,253万3,362円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は1億1,011万1,707円となります。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から6,686万3,500円を建設改良積立金に積み立て、残りの4,324万8,207円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第71号 平成26年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成26年度の業務量についてご説明申し上げます。入院患者延数は23,060人で前年度より2,657人の減となり、1日平均患者数63.18人、病床利用率は63.82%となっております。外来患者は、49,028人で前年度より4,122人の増となり、1日平均患者数196.11人、6.56%の増となりました。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

医業収益につきましては、10億9,192万7,233円で前年度より1.16%の減、医業費用につきましては、12億975万504円で前年度より1.33%の増となり、医業損失は1億1,782万3,271円となりました。

次に、医業外収益につきましては、1億1,651万2,677円で前年度より40.50%の増、医業外費用につきましては、2,892万4,090円で前年度より22.52%の増で、医業外利益は8,758万8,587円となりました。

26年度は、会計制度の変更により特別損失3億6,314万2,151円を計上する必要があったため、総収益から総費用を差し引いた純損失が3億9,337万6,835円となっております。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入の合計は2,032万3,000円で前年度より14.76%の増、資本的支出の合計は2,998万8,369円で前年度より1.1%の減となっております。

以上、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、また、平成26年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意

見を付して、議会の認定をお願いし、併せて、平成 26 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 72 号 平成 27 年度小城市一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 5,502 万 3,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 207 億 7,548 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、スマートインターチェンジ整備事業の年割額を変更するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、道路新設改良事業、社会資本整備総合交付金事業、桜岡小学校プール改築事業及び臨時財政対策債の借入限度額を変更するものでございます。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については今回の補正において計上しております。

それでは、補正の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費では、市民団体などが地域の活性化を図る「地方創生チャレンジ交付金事業補助金」のほか、小城市を応援する市外在住の皆様からふるさ

と納税（寄附金）を推進する「ふるさと納税推進事業」などを計上しております。

第3款 民生費では、「国民健康保険特別会計への基準外繰入金」を計上しております。

第6款 農林水産業費では、繁殖農家の経営規模の拡大を促進し、佐賀牛のブランド力の向上を図る「さが肥育素牛・自給飼料生産拡大施設等整備事業」などを計上しております。

第8款 土木費では、市道を改良する「道路新設改良事業」などを計上しております。

第10款 教育費では、老朽化した桜岡小学校のプールの改築を行うための「桜岡小学校プール改築事業」のほか、「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」などを計上しております。

第12款 公債費では、平成26年度の市債借入が確定したことに伴い、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、これらの事務事業に伴う国・県支出金、寄附金、諸収入、市債のほか、地方交付税や繰越金、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第73号 平成27年度小城市授産場特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総

額 2,566 万 8,000 円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第 74 号 平成 27 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 831 万 5,000 円とするものでございます。

補正の内容は、前年度決算に伴い繰越金が確定いたしましたことにより、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加を行い、歳出では予備費の追加を行うものでございます。

次に、議案第 75 号 平成 27 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 937 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,290 万円とするものでございます。

第 2 表 地方債補正は、公共下水道事業の借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容は、国庫補助金内示額の増に伴う追加でございます。

次に、議案第 76 号 平成 27 年度小城市国民健康保

険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ57万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ64億305万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成26年度決算のための繰上充用金が確定したことにより、赤字補填のための一般会計からの繰入金1億9,958万1,000円を計上するほか、国庫支出金を減額するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者支援金等の額の決定及び繰上充用金が確定したことにより所要の補正額を計上するものでございます。

次に、議案第77号 平成27年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ723万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,403万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では平成26年度の繰越金が確定しましたので補正するものでございます。

また、歳出では、平成27年4月と5月に納付された26年度分の後期高齢者医療の保険料を広域連合に納付するための補正でございます。

次に、議案第78号 平成27年度小城市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の水道事業費の

営業費用を 77 万 4,000 円減額し、予備費を 77 万 4,000 円追加するもので、既定の予算総額に変更はありません。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う職員の人件費の減額等でございます。

次に、議案第 79 号 平成 27 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的支出の既定予算から 1,506 万 7,000 円を減額し、収益的支出を 13 億 3,006 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

議案第 80 号 平成 27 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 140 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 207 億 7,688 万 9,000 円とするものでございます。

補正の内容についてご説明申し上げます。

歳出、第 6 款 農林水産業費につきまして、佐賀県産木材の利用拡大を図るため、牛津町勝コミュニティセンター建設において、佐賀県産木材の使用に対する補助金「ふるさと木材利用拡大推進事業」を計上するものでございます。

以上、平成 27 年度補正予算についてご説明申し上げます。

ました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の森永^{もりなが} 都^つ和^わ子^こ氏が平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告第6号 平成26年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、観光施設整備事業及び芦刈小学校改築事業を平成24年度から平成26年度までの3箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成26年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

続きまして、報告第7号 平成26年度小城市下水道特別会計継続費精算報告書でございますが、特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター建設工事を平成25年度から平成26年度までの2箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成26年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。